

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人本庄早稲田国際リサーチパーク(以下「本財団」という。)の定款第36条に基づき、本財団の賛助会員の入会及び退会並びに入会金及び賛助会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において掲げる用語の意義は、次の通りとする。

- (1) 「賛助会員」とは、定款第3条に規定する本財団の目的の趣旨に賛同して、その事業活動を展開・推進していくための財政的支援を行うために入会を希望し、理事長がそれを承認した法人、団体及び個人をいう。
- (2) 「入会金」とは、入会初年度にのみ納入するもので、その用途について指定のないものをいう。
- (3) 「賛助会費」とは、入会金とは別に入会の年度より納入するもので、その用途について指定のないものをいう。
- (4) 「年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。

(入会手続き)

第3条 入会を希望する者は、所定の賛助会員申込書の本財団の理事長宛に提出しなければならない。

(入会金及び賛助会費)

第4条 賛助会員となった者は、次の入会金及び賛助会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金：
 - ① 法人会員及び団体会員： 3万円
 - ② 個人会員： 1万円
- (2) 賛助会費：
 - ① 法人会員及び団体会員： 年額 10万円
 - ② 個人会員： 年額 3万円
- 2 入会金の納入は、入会初年度の賛助会費とともに、入会后1箇月以内に納入しなければならない。
- 3 賛助会員となった年度以降の賛助会費は、毎年6月末までに納入しなければならない。

(賛助会員の特典)

第5条 賛助会員となった者は、次の特典を享受することができる。

- (1) 本財団が主催または共催する研究会、セミナー、講演会、シンポジウム、交流会、展示会等への参加に際し、無償または特別料金で参加できる。
- (2) 本財団が発行する報告書、ニュースレター等各種刊行物を無償で送付される。

(除名)

第6条 会員が次のいずれかに該当する場合は、理事会の決議を経て、除名することができる。

- (1) 法令、定款及び本規程その他本財団の規程・規則に違反したとき
- (2) 本財団の名誉を傷つけ、又は本財団の目的に反する行為があったとき
- (3) 正当な理由がなく、会費を3年以上滞納したとき。

(退会)

第7条 賛助会員は、いつでも退会通知を理事長宛に提出することにより、退会することができる。なお、退会の当該年度分の賛助会費が未納の時は、これを納入しなければならない。

- 2 前項において、退会が年度途中の場合であっても、既納の賛助会費は返還しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この改定規程は、平成30年4月1日から施行する。